

定 款



特定非営利活動法人
日越堺友好協会

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 日越堺友好協会 という。
英文では、Non profit Organization
Japan-Vietnam Friendship
Association in Sakai と表記する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を
大阪府堺市堺区戎之町西一丁1番30号 に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、ベトナム社会主義共和国と堺市との間の友好交流に関する事業を行うことにより、親善を図り、相互の理解を高め、友好・協力関係を促進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に関する事業

- ① ベトナム社会主義共和国と堺市との間の友好交流に関する講演会、懇談会、展覧会、研修会、語学講座、セミナー等の開催及び参加
- ② ベトナム社会主義共和国と堺市における諸団体、大学等との連絡・提携による教育・学術・文化・スポーツの交流を目的とした招聘並びに派遣・助言・指導
- ③ 事業の円滑な推進を図るための調査・研究

(2) その他の事業

- ① 社会人学習事業
- ② 出版事業

(拠出金品の不返還)

第 11 条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし3人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びに配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任、解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この定款に定める事業及び法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき

(招集)

第 23 条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるものほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第 32 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第 34 条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決定する。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面表決者については、その旨を明記すること。)

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 第 41 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第 44 条 理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 45 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 8 章 事務局

(設置)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

第 52 条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

個人会費 年額 6000 円

法人会費 年額 100000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 12 月 31 日までとする。

(1) 理事長 氏名 加藤 均

(2) 副理事長 氏名 西村 義之

(3) 理 事 氏名 信田 圭造、 河合 啓好、 西浦 結香、
加藤 浩輔、 筒井 豊春、 石部 邦雄

(4) 監 事 氏名 榎本 大

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会のさだめるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から、平成 23 年 12 月 31 日までとする。

平成 23 年 11 月 14 日付けで認証を受けた定款であることを証明します。

平成 23 年 11 月 14 日

堺市長 竹山修 身

